

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例及び香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 (香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 第2条第2項の副企業長の受ける期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する場合に、それぞれ基準日の属する月の企業長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">企業長</td> <td style="text-align: center;"><u>5万円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副企業長</td> <td style="text-align: center;"><u>3万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係) 略</p>	区分	給料年額	企業長	<u>5万円</u>	副企業長	<u>3万円</u>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、企業長が指定する副企業長の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 第2条第2項の副企業長の受ける期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する場合に、それぞれ基準日の属する月の企業長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(企業長が定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">企業長</td> <td style="text-align: center;"><u>50,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副企業長</td> <td style="text-align: center;"><u>30,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係) 略</p>	区分	給料年額	企業長	<u>50,000円</u>	副企業長	<u>30,000円</u>
区分	給料年額												
企業長	<u>5万円</u>												
副企業長	<u>3万円</u>												
区分	給料年額												
企業長	<u>50,000円</u>												
副企業長	<u>30,000円</u>												

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当) 第22条 略 2 略</p> <p>(1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) 略 3・4 略</p>	<p>(退職手当) 第22条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）</u>をした者</p> <p>(3) 略 3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。